

第790回

宿毛市農業委員会総会

1. 日 時 平成29年7月20日（木曜日）午前10時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（18名）

1 番 田村 磨利	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	5 番 岩本 誠司	6 番 小川 節美
7 番 澤田 誠規	8 番 今津 久雄	9 番 小島 久司
10 番 寺田 巧	11 番 羽賀 大透	

1 番 松本 功	2 番 保田 稔	3 番 川島 照久
4 番 西山 讓	5 番 細川 秀信	6 番 山本 大
7 番 浦田 久永		

4. 市・事務局等出席者

副市長 岩本 昌彦

事務局長 山岡 敏樹 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司

5. 付議案件

議案第1号 会長及び会長職務代理者の選任について

議案第2号 農地利用最適化推進委員の選任について

議席番号の指定について

担当地区の決定について

農業委員及び農地利用最適化推進委員の役割について

○事務局長 本日は、お忙しい中、農業委員会総会にご出席賜りありがとうございます。ただいまより第790回宿毛市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、地方自治法第107条の規定により、議長が決まりますまでの間、皆様の中で最年長の委員を「臨時議長」として指名することとなっておりますので、今津委員を「臨時議長」にご指名いたしますので、よろしくお願いたします。それでは今津委員、臨時議長席にご移動ください。

(今津委員、臨時議長席へ移動)

○臨時議長 ただいまご指名いただきました今津でございます。会長が選出されるまでの間、臨時議長を勤めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。なお、ただいまの出席委員数は11名で、定数に達しております。

これより、本日の会議を開会いたします。

この際、議事の進行上、「仮議席」を指定いたします。「仮議席」は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

「議事録署名委員」の指名を行ないます。議事録署名委員は、仮議席1番田村委員と2番山口委員にお願いいたします。

○臨時議長 「会長の選任について」を議題といたします。会長の選任方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○臨時議長 異議なしと認めます。よって選任の方法は指名推選によることと決しました。

○臨時議長 お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○臨時議長 異議なしと認めます。よって指名の方法は臨時議長において指名することに決しました。

「小休にいたします。」

(委員 発言)

「正会にいたします。」

○臨時議長 お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○臨時議長 異議なしと認めます。よって指名の方法は臨時議長において指名することに決しました。

○臨時議長 それでは、第22期会長に岩本誠司君を指名いたします。
お諮りいたします。ただいま指名いたしました岩本君を会長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○臨時議長 異議なしと認めます。よって、岩本誠司君が会長に当選されました。会長に当選されました岩本誠司君が会場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。会長の任期は、平成32年7月19日までといたします。岩本誠司君の発言を求めます。

○会 長 会長という大役を仰せ付かりましたが、何分そういう会の進行において素人ですのでみなさんの協力のもと、どうかやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。簡単ですが挨拶に代えさせていただきます。

(拍手)

○臨時議長 岩本誠司君、会長席にお着き願います。

(臨時議長は元の席へ、会長が議長席へ移動)

○議 長 引き続きまして「会長職務代理者の選任について」を議題といたします。
会長代理の選任方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと認めます。よって選任の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと認めます。よって指名の方法は議長において指名することに決しました。

○議 長 それでは、第22期会長代理に小島久司さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました小島久司さんを会長代理の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと認めます。よって小島久司さんが会長代理に当選されました。

会長代理に当選されました小島久司さんが会場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。会長代理の任期は、平成32年7月19日までといたします。小島久司さんに一言発言をお願いします。

○会長代理 いつもお世話になっております。サラリーマン百姓という事で本当に微力ではありますが、岩本さんの補佐としてまた活気ある農業委員会にしていきたいと思っておりますので、みなさんのバックアップをよろしく願いいたします。

(拍手)

○議 長 小島久司君さん、会長席にお着き願います。

(会長代理 代理席へ移動)

○議 長 引き続きまして第2号議案「農地利用最適化推進委員の選考について」

を議題といたします。

農地利用最適化推進委員の選考につきましては、宿毛市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程にありますように、候補者の評価を総会で行い決定する事となっております。定員7人に対して候補者7人の応募が出ています。事務局より説明をお願いします。

○事務局長 候補者について説明

○議 長 候補者について事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

(意見がなければ)

○議 長 定員7人に対して応募者が7人ありますが、この7人を農地利用最適化推進委員として決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
よって、候補者7人を農地利用最適化推進委員とすることに決定いたしました。
小休にします。

(農地利用最適化推進委員の委嘱式)

(永年勤続農業委員への感謝状贈呈式)

○議 長 正会にいたします。

新しい農業委員会の農業委員、農地利用最適化推進委員が揃いました。

本日の総会は、改選後、最初に行なわれます農業委員会総会となりますので、農業委員会等に関する法律第21条第1項により、市長名による招集となっておりますが、中平市長が他公務により不在のため、岩本副市長よりご挨拶を申し上げます。

○副市長　みなさまこんにちは。ただいまご紹介いただきました副市長の岩本です。本日はですね市長が公務出張の為、代わりに私がお挨拶申し上げます。

はじめに本日もご出席の皆様方におかれましては、この度農業委員への就任をいただき誠にありがとうございます。心から感謝申し上げます。

今さら申し上げるまでもなく、本市におきましてはですね農業は基幹産業として大変重要な位置を占めております。その一方でですね農業従事者の高齢化であるとか、担い手の減少、それから耕作放棄地の増加など農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっております。

そのような中でですね、農業の振興活性化を図るには、農業委員会のみなさまのですね、役割がますます重要になってくると思います。

昨年4月からの農業委員会法・農地法の一部改正に伴い、農業委員会の業務は、農地利用の担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、それから農業従事者の新規参入の促進等であることが明確になりました。

皆様方におかれましてはですね、このような農業委員会の職責を十分にご理解いただき、本市における農業振興活性化にますますのご尽力いただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたけれども、農業委員会のますますのご隆盛、それから本日もご出席の皆様のますますのご健勝、ご祈念を申し上げまして挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

(拍手)

○議長　岩本副市長、どうもありがとうございました。

ここで、岩本副市長におかれましては、次の公務が控えておりますので退席いただきたいと存じます。ありがとうございました。

○副市長　よろしく申し上げます。

(副市長退席、拍手)

○議長　引き続きまして「議席の決定について」を議題といたします。

本日の議席は、地区順で仮議席を指定いたしました。宿毛市農業委員会会議規則第7条の規定により「議席は、あらかじめくじで定める」とあります。規定どおりくじで定めるか、仮議席のままを議席とするか、ご意見をお伺いします。

○川島委員 これでええがじゃないか。地区地区であれしちよかんと、やっぱり飛んじよったらその現場見て何かの時の話がすぐにできん。

(「異議なし」との声)

○議 長 お諮りいたします。ただいま、地区順で良いのではと言うご意見が出ましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、議席は地区順といたします。

○議 長 続きまして、「担当地区の割当て」を議題といたします。
これまでの地区割当てを参考に事務局において案を作成しておりますので、ご協議願います。小休にいたします。

(事務局案を配布)

○小島委員 西山委員、面積的には、岩本会長と変わらんかね。

○西山委員 平田全部よ。やる仕事によるわね。

○小島委員 案件が出るか出ないかによる。

○西山委員 資料4を見ていたら、利用権の設定があり推進委員が全部やるようになっちゃう。

○事務局長 資料4についてはですね、新しい農業委員、推進委員もおられますので農業委員会での業務をですね、分かりやすく載せているものです。推進委員だけがこれをするという事ではなくて、後ほど役割分担のところでも説明もしますが、やっぱり推進委員と農業委員とが一体となってですね一緒にペアを組んでですね、現場の確認であったりそういったところも進めてもらっていかうと思っていますので。

○西山委員 また後で説明があるがやね。

○事務局長 はい。役割分担のところの説明させていただきたいと思いますので。農業委員会の委員と推進委員も含めて農業委員会として行っていく業務を、内容について示したものです。

○議長 正会にいたします。
それでは、協議の結果を事務局長より報告いたします。

○事務局長 (地区ごとに決定された割り当てを報告。)
推進委員の方はですね、推進委員の委嘱に関する規定の第2条の中で、地域割りをしております。その中で地区割りをさせていただいているという事になっております。
農業委員については、それに伴って配分させていただいているという事になります。

※連絡先に携帯電話番号の記載についての確認

○議長 ただいま事務局長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって担当地区は報告のとおり決しました。

○議長 続きまして、協議事項と報告事項に移ります。事務局よりお願いします。

○事務局長 先程西山委員からありました役割分担表の方を説明いたします。資料は2になります。

役割分担表にありますように、総会での議決権というのは農業委員さんの方になります。推進委員の方には総会に出席して意見を述べる。非農地であったりとか、3条、4条、5条或いは利用権設定であったりとか、推進委員と農業委員がペアを組んでですね一緒に確認をしてもらう訳ですけど、総会の方ではまずは推進委員の方にですね報告していただく中でですね、またあのそれに対する補足説明等があれば農業委員にさせていただいて会を進めるような事を考えております。

3番4番にありますように、また今度農地パトロールがありますけどもこれに関しては、農業委員、推進委員両方に一体となってやっていきたいと考えています。

5番6番になりますけど、農地等の最適化に関する指針、ここについてはまだこれから策定、策定についてはまだできておりませんが、策定についての決定については農業委員になりますけど、策定するにあたってはまず推進委員の意見を取り入れて策定していくという形になっております。

7番にありますように、先程もちょっと冒頭で触れましたように、現場での確認と農地利用最適化のための現場活動、これについては農業委員、推進委員がペアを組んで一緒にやっていきたいと思っております。

10番11番12番にあるような、調査等についても一緒になってやっていきたいと思っております。

農業委員と推進委員という事で、役割がどうなるかという事で一番皆さんのところであるかと思うのですが、基本的には現場活動について農業委員も推進委員も一緒になって協力しあってやっていただきたいと考えています。ただ総会での決定事項の議決については11名の農業委員でやっていくという事にはなりますけど、総会の方には推進委員も参加していただくという事で、先程言いましたように報告等してもらいながら、また意見を述べてもらって一緒になってやっていきたいというふうに思いますのでまたご協力をお願いしたいと思います。また分からない点がありましたら聞いていただくなり、またいろいろとみんなで考えていけたらと思いますのでご協力をお願いします。

○事務局員

事務局から協議事項と報告事項があります。

まず1点目は物品の配布についてです。新任農業委員、農地利用最適化推進委員のみなさまにはバッジと手帳がありますが、本日までに納品が間に合っておりません。次回総会時以降にお渡しする予定ですのでお知らせいたします。

次に、新任の委員の方には、平成29年度の農業委員会総会の日程表も配っております。左の欄が総会の開催日、右の欄が議案書、次の総会でこういうことを審議しますという書類ですが、それを事務局から委員のみなさまに送付する日です。議案書が届いたら、まずは自分の担当の案件があるかどうか確認していただいて、該当する場合は調査をしていただく流れになります。

続きまして「全国農業新聞」購読申込手続きについてのお願いです。新任の委員さんには、月4回毎週金曜日に発行されております「全国農業新聞」の最新号とそのひとつ前の号と2部を見本用に、あわせて「全国農業

新聞申込書」用紙を配布させていただきました。これは、農業委員は「農業委員会等に関する法律」の第6条第3項第2号で、農業一般に関する調査および情報の提供が明記されております。

農業委員・農地利用最適化推進委員として農地制度や農業委員会業務を理解し、しっかり責任ある活動をするためには、是非、毎週、全国農業新聞に目を通していただきたく、全国農業新聞で制度や業務、先進的な活動事例を勉強しながら、活動をしましょう。

以上のことから、情報提供活動の一環として全国農業新聞を皆さんにご購読いただきたく、その申込と引落に関する用紙になります。記入例を参考にご記入のうえ、次回8月4日の総会のときに提出していただきますようお願いいたします。なお、この用紙に押す印は、口座引落をする通帳の印を必ず押すようにしてください。

続きまして3点目は、全国の農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さまを加入対象としております「公務災害補償制度」への加入についてのご希望とお知らせです。

宿毛市の農業委員会では、例年「公務災害補償制度」に加入しております。これは誰々が入るけど誰々に入らないというものではなく、宿毛市の農業委員会全員で入るか入らないかを決めるという形式になっていて、毎年この時期に皆さんに「今年はどうしますか」と伺っております。

保険の加入期間は毎年10月1日から1年間です。今回新たに委員になられた方は、9月30日までの間は前任者の加入期間を引き続き継続することが可能でありますので、事務局で手続きを行うこととしております。

例年、当市の農業委員会が加入しているのは、1人千円の掛金で死亡時430万円、入院日額4,500円といった内容のものです。今後、10月1日から向こう1年間について、手続きを更新してよろしいかお伺いするものです。例年加入しておりますので、今年も引き続きどうかと思いますがいかがいたしましょうか。例年どおりの型で加入するということがよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

異議なしということですので、例年どおりの型で加入させていただきます。それでは次回8月の総会時に掛金の1,000円をおつりのいらないうちにご用意いただきますようお願いいたします。

次に4点目は「農地法3条と利用権設定のチェックについて」です。皆さんのお手元に簡単な「農地法3条と利用権設定のチェックについて」を配布しております。農地法3条というのは、売買や贈与などで農地を農地として取得するときにおもに使う申請なのですが、そういう申請が出てきたらこういうことが許可するかしないかの基準になりますよという簡単な一覧表です。もうひとつ、利用権設定というのは当市では主に貸し借りをする時に使うことが多いのですが、その時にはこういうのがチェックするところですよという一覧表です。参考にいただければと思ひまして皆さんに配布させていただきました。

最後に5点目は農地パトロールの実施について説明いたします。資料5をご覧ください。実施要領（案）や班分け、当日の日程について順番にご説明いたします。

先月の総会時にもお知らせいたしました、農地パトロールは来月の総会開催にあわせて8月4日（金）午前中に計画しております。委員の皆様には、ご多忙のところ暑い中にはなりますが、日程調整のほどよろしくお願ひいたします。

日程説明の前に「宿毛市農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）」について、一部変更する部分がありますのでご説明いたします。

こちらの内容は、昨年7月に審議して策定した実施要領になりますが、変更内容は、今回の改選に伴い新たに農地利用最適化推進委員が新設されましたので、文中において第3条と第5条の2か所に農地利用最適化推進委員の文言を加えるものです。この他の内容に変更はありません。

初めての方もいらっしゃると思いますので、農地パトロールの流れについて実施要領から一部抜粋してご説明いたします。

農地パトロールの実施を通じて、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用防止対策に向けて取り組みを進めていくこととしており昨年からは毎年8月に、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局、産業振興課と合同で市内を5つに区分けし現地調査を実施しております。

調査の進め方については、例年同様に、農地を確認し農地としての利用が再生可能と再生困難な土地の仕分けを行います。再生可能な場合は緑色、再生困難な場合は赤色でそれぞれ台帳に記入をお願いいたします。

なお、前回のパトロールの際に荒廃していた農地には、あらかじめ図面に印を記入しておりますので、昨年と比べて今年の状況についてチェック

をお願いいたします。

農地パトロール終了後には、各班でパトロールの結果をとりまとめ報告会を開催し、現状と課題を整理することとしております。

また、農地パトロールの実施については、事前に広報 7 月号にてお知らせの記事を掲載しております。農地パトロールの流れについては以上になります。

次に班分けについて説明いたします。担当一覧（案）をご覧ください。

今回の改選に伴い、新たに農地利用最適化推進委員が新設されました。

先程の役割分担にもありましたように、農業委員と農地利用最適化推進委員がともに連携して現場活動を行うことから、班分けを一部変更しております。

まず 1 班については、街区や西地区に坂ノ下、和田地区が加わります。

なお、山北、小川地区については、2 班へ変更しております。

次に 2 班については、先程ありましたように、二ノ宮、橋上地区に山北、小川地区が加わります。

なお、和田地区については、1 班に変更しております。

次に 3 班については、これまでの坂ノ下地区が 1 班へ変更しております。

また、4 班平田・5 班山奈地区については、変更はありません。

班分けについての説明は以上になります。

続きまして日程については、8 月 4 日（金）午前 9 時に市役所本庁舎委員会室に集合をお願いします。記録図面や筆記用具はその時にお渡しします。

なお、各委員さんの担当区域をまとめたファイルにつきましては、来月の農地パトロールの結果を踏まえて内容を改めてお渡しする予定ですのであわせてお知らせいたします。

大雨や台風等悪天候の場合や、事前に台風の接近が予想されるなど、数日前の段階で延期を決定した場合は、決定次第皆さんに電話連絡をさせていただきます。

ただ、当日の朝など、直前になって延期を決定した場合は、当日の 8 時 30 分ごろから順次皆さんに電話連絡をさせていただきますので、当日の朝は携帯電話の電源を入れておいていただきますようお願いいたします。

次に昼食についてですが、これまでと同様パトロールが終了し市役所到着後、各自昼食休憩となります。

午後からは、1 時に委員会室に集合し、各班でパトロールのとりまとめを

していただき、1時30分から報告会、報告会終了後2時頃から通常の総会という流れで進めて行いたいと思います。

日程等は来月の議案送付時に再度お知らせいたしますので、ご確認ください。

以上で、農地パトロールの実施についての説明を終わります。

事務局からは以上になります。

○議長 長 それでは、最後になりましたが、新体制となり全員が揃ったところで、新しい方もいらっしゃいますので自己紹介をお願いします。田村委員さんから順番をお願いします。

(自己紹介終了後)

○議長 長 ほかに何かありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 以上で、今期総会の議事はすべて議了いたしました。
これにて第790回宿毛市農業委員会総会を閉会いたします。

午前11時55分時閉会

平成29年7月20日

会 長

農業委員

農業委員